

令和7年度保険料改定のお知らせ

令和7年4月分保険料（令和7年5月口座引去り）からとなります

区分 種別	①	②	③	④	合計月額		
	医療給付費分 保険料	後期高齢者支 援金分保険料	介護納付金分 保険料 (40～64歳)	後期高齢者組 合員分保険料 (75歳以上)	40歳未満 及び 65～74歳 (①+②)	40～64歳 (①+②+③)	75歳以上 (④)
第1種組合員 (医師)	59,000	8,000	4,800	—	67,000	71,800	—
第2種組合員 (従業員)	15,000	4,000	4,800	—	19,000	23,800	—
第1・2種 組合員の家族	6,000	2,500	4,800	—	8,500	13,300	—
後期高齢者組合員 ※75歳以上の方	—	—	—	3,000	—	—	3,000

◀ 保険料の賦課徴収等について ▶

◎保険料は第1種組合員（医師）の指定口座から引去ります。なお、第2種組合員（従業員）の保険料もご家族分を含め第1種組合員の指定口座からの引去りとなります。

- ① 保険料は毎月末日の人数（合計月額×人数）で決定します。
- ② 当月分の保険料は翌月の23日頃に引去ります。（月遅れの納付となります。）
- ③ 年度当初の「保険料決定通知書」は、毎年5月中旬、当該事業所に所属する各組合員の世帯ごとの明細を明記のうえ、第1種組合員（医師）宛てにお送りします。
- ④ 組合員ごとの世帯全員の「合計月額」を合算した額が89,000円を超える場合は、89,000円が当該世帯の月額保険料となります。
- ⑤ 11月30日に未就学児がいる世帯からは、未就学児1名につき年額12,000円を一括減額します。
（減額時期は翌年2月頃で申請は不要です）
- ⑥ 産前・産後期間相当分の保険料は届出により免除となります。詳しくは当組合のホームページでご確認のうえ届出書をご提出ください。

【お問い合わせ先】 栃木県医師国民健康保険組合 TEL：028-622-4378 FAX：028-625-9703
ホームページURL <https://tochigi-ishikokuho.or.jp>